

事 務 連 絡
令和7年5月20日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）に関する「一人親方の取組に関する申合せ」並びに「働き方の自己診断チェックリスト」の活用について（周知依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の留意事項につきましては、すでに令和7年4月3日付けの「事務連絡 注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項について」で周知ご協力のお願いを差し上げているところでございますが、今般、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長より、「別添」のとおり、改めて本会宛に周知の依頼がありました。

本通知では、標記留意事項に併せて、国土交通省及び建設業界団体において、令和6年から対策として進めている「一人親方の取組に関する申合せ（参考資料1）」、「働き方の自己診断チェックリスト（参考資料2）」を活用し、現場作業に従事する一人親方が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを十分確認の上、実態に即した適切な対応を行うよう呼びかけられているところです。

つきましては、「別添」の通知について、ご確認いただくとともに、貴会会員企業に対し、周知くださいますようお願いいたします。

以上

担当：労働部 浜崎